

福祉社会化システムとしての町内会考

プロジェクト1 研究員
東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科 教授
大坪 省三

キーワード：地域組織 町内会 地域福祉 地域社会変動

はじめに

本紀要前々号で「わが国地方都市・帯広市における生活および経営の困難状況と福祉社会化システム」と題して“福祉社会化システム”という捉え方を提起し、さらにそれが求められる局面として“生活”とともに各種事業所の“経営”をも視野に入れることを提起した。視野をぐんと広げたのである。

そして前号では「帯広・十勝福祉社会化システムとしての各種団体」と題して、日本オストミー協会帯広支部の積極的取り組みなど、いくつかの具体例を記述し、確かに“福祉社会化システム”が設立され、機能していることを示した。それらの多くは福祉関係法制度を背景として活動を展開しているとは限らないが、少なからぬ成果を得ている。

本稿では任意団体でありながらしばしば公的役割を担わされるものとして、わが国のほとんど全域に存在し、その多面にわたる活動ぶりが都市社会学分野でしばしば取り上げられる町内会（町会、自治会と称される場合もあるが本稿では町内会の語を用いる）が、開拓都市たる人口約17万の北海道帯広市において、果たして福祉社会化システムの一環と見做し得る活動を行っているか、どのような活動を展開しているのか、またなぜそのような活動を行なうのか、そしてそうした活動の持つ意味をどのようなものと理解するか、あるいはそうした活動を行ない得ないでいるか、それはなぜか、当地におけるいくつかの町内会および町内会

連合会に関する諸資料を基に検討する。

1. 福祉社会化システム再論

“福祉社会化システム”の語は、わが国のいずれかの地域社会において、第一に、生きることに少なからぬ困難を抱えている個人や家族（ないし世帯）に対して、その困難の軽減解消のために、法制度に基づいて何らかの手立てを講じる組織体、およびその地における有志の人々が何らかの団体を組織して、そうした状況に対して取り組むことを意味する。

このような観点から、本稿では、生活ないし経営上の困難を抱く側を福祉社会化システムの客体（対象）、すなわち受け手と捉え、それらへ対処せんとする側をその担い手すなわち主体と捉える。

なお、「患者・家族・当事者組織」などここで言う主体の中には、心身障害児を持つ親達、難病や障害の当事者自身のように、客体である人々やその家族が主体を担う場合が少なからずある。

生活上の困難は個人として、またその所属する家族全体としても生じる。個々人ないし家族のありようは多様であり、何らかの分類あるいは類型設定が必要である。それらの属性としては、性別、年齢、身体状況、職業と所得、家族構成、住居、居住地の状況等であり、さらにその生活史と志向するところに注目する。

では、どのような場合に個人ないし家族としての生

活上、どのような困難が生じるのか。次のような事態が考えられる。

- a. 乳幼児や高齢者などであって、一人では生きて行き難い場合。
- b. 個人の身体状況によるもので、重い病気がないし心身に障害を抱え、生活上の不自由がある場合。
- c. 個人ないし家族として、低収入、失業、災害等により、生活に困難を来たす場合。
- d. 夫婦の離婚や死別等によって生活上の困難を伴う場合。
- e. 他者との関わりのあるありようで生活上の困難を来たす場合であって、職場や学校での悶着に悩む人まだ言葉がよく通じない外国人移住者等。
- f. 居住地のありようによるものであって、騒音、大気汚染、交通困難、災害のおそれ等、その地域一帯の人々・家族に共通する生活上の問題があって、地域問題とされるもの。

福祉社会化システムとは、これらの問題の軽減・解消を目指す種々の仕組みである。

なお、“生き難さ”は根本的にはその個人が感じるものであって、他者がそうであると判断出来るとは限らないと思われるが、およそそうであろうと推測するものである。

第二に、その地の人々が就業する事業所の経営困難に対する施策や組織立てた取り組みをも含むこととしている。なぜなら、いずれかの事業所で働いて生活費を得る人々にとって、それが倒産に至ればたちまち生活の困難に直面するからである。また学校統廃合や大型店進出による近隣商店の閉店等、それら事業所が地域社会へ提供していたものが途絶え、利用者たちが難儀することがある。

こうした事態の軽減解消手段に関して講じられる様々な手立てを福祉社会化システムの一環と捉えたいと述べて来た。これを上のa～f項に続けてgとしよう。

- ただし、未だこれらを詳しく理解するに至っていない。
- g. 各種事業所の重度な経営困難に対処するもの。一方、一群の事業所、たとえば病院、消防署、警察

署、商工会議所、市役所等は生活上経営上の困難の発生を防いだり、発生した困難に対処する役割を担っており、福祉社会化システムの一翼を担っていると言える。すなわち、各種事業所は福祉社会化システムの担い手となり得るだけに、その存続が危ぶまれる場合は客体の立場となり、他の事業所や各種団体によって存続が図られもする。

第三の客体は、地域社会の構成要素たる上記諸個人、家族ないし世帯、各種事業所に続けて想定する各種団体である。これらもその運営上、会合ないし活動場所確保の困難、資金不足、成員の高齢化、新規成員の確保難といった問題を抱える場合がある。それらによって活動が停滞し、開店休業状態か解散に至りもする。

しかし、これらに対する何らかの支援がまったく無いではないが、実はこれら各種団体の一部は福祉社会化システムそのものを担うものであって、ここでは検討対象とはしないこととする。

さて、本稿で取り上げる町内会は任意団体であってこの各種団体の一つであり、福祉社会化システムを担う側に位置付ける。ただし、実際に町内会がその役割を担っていると言い切るのではない。すでに担っているのか、担ってはいないのか、それを確かめようとするのである。

2. わが国都市社会学における町内会論

都市社会学者中村八朗はかつて三鷹市や日野市での調査を基に、町内会自治会の性格として、加入単位は個人でなく世帯であること、一定地区居住に伴い加入は半強制的ないし自動的であること、それが果たす機能は未分化または多目的・包括的なこと、末端行政（区市町村）の下請けまたは補完機関となっていること、保守的伝統の温存基盤をなしていることの5点を挙げていた（『都市コミュニティの社会学』有斐閣、1973、96頁）。また町内会について実践的著作の数ある中田実はその近刊『地域分権時代の町内会・自治会』（自

治体研究社、2007)の中で「町内会・自治会についての議論は多いが、批判にせよ政策提言にせよ、どうも歯切れのよくないものが少なくない」(1頁)と書き出した上で、町内会の基本的で客観的な性格を検討すると述べ、次の5点を指摘している。その章の冒頭で「町内会の実際のありようは地域ごとに千差万別であるだけでなく、同じ町内会でも、変化してやまない。そんな多様性をもちながら、なお町内会であり続けているというには、一体どんな特徴があるからであろうか」との問いを發している(11頁)。

その5点は「一定の地域区画をもち、その区画が相互に重なり合わない、世帯を単位として構成される、原則として全世帯(戸)加入の考え方に立つ、地域の諸課題に包括的に関与する(公共私全体にわたる事業を担当)、それらの結果として、行政や外部の第三者にたいして地域を代表する組織となる」という(12頁)。

中村の指摘と中田の指摘に共通するのは、一つに、中村は明示していないが一定地域を基盤にする点、二つは成員の加入単位が世帯である点、三つはその地域での生活に関わる多様な事柄を手掛ける点、四つは行政機関等と相当の関わりを持つ点である。この第四点で中田が地域を代表する性質を持つとする指摘は卓見であろう。なお、中村の指摘する「保守的伝統の温存基盤」だとする指摘は、そのような場合は認められるが、帯広市においては旧社会党や共産党の議員が町内会長を担っていた例があり、一般的性格性質とは認め難い。また、中田の指摘する「全世帯加入」は、それを標榜して加入を迫る場合はあろうが、筆者が付け加えたい「任意団体」たる性質指摘といささか異なる。なお、中田は同書でNPO法人化と他のNPO法人との関係に言及しており、新たな検討課題である。

そして本稿で注目したいのは、上述第三点の多機能性である。実に様々な事柄を手掛けている状況は、たとえば神戸市都市問題研究所編『地域住民組織の実態分析』(勁草書房、1980)の中で、神戸市の自治会(この書ではこの語が用いられている)の事業活動項目として30項目に及んでいることに明確である。その大き

な括り、環境整備、レクリエーション・福利厚生、社会福祉・組織中、下記項目の実施率は次のようであった(1979年度、165頁)。

- ・敬老会 39% ・こども会の育成 34%
- ・慶弔の世話 54% ・老人クラブの育成 24%
- ・募金の協力 78% ・老人いこいの家等の管理 11%

ところで、行政法学者中川剛が著わした『町内会－日本人の自治感覚』(中公新書、1980)中、冒頭に登場したフィリピンのバランガイ(住民組織との注釈がなされている、2頁)に触発されて、筆者らが東洋大学百周年事業の一環として行なったバランガイ調査では、それを後に町内会類似最末端地方議会政府と性格付けし、わが国の町内会との比較検討を試みた(「フィリピンのバランガイ－町内会類似最末端地方政府」『東南アジアの地域社会－その政治・文化と居住環境』東洋大学、1987、他)

バランガイは法的背景を持ち、マルコス政権の延命に活用され、アキノ政権下で憲法および地方自治法に規定された正に再末端地方政府であった。バランガイの事務所に居住登録した人々によって、バランガイ議長と6議員の投票が全国一斉に実施される。マカティ市各バランガイの候補者は高級住宅地でも定足数の3～4倍あり、国政選挙と同様高い投票率であって、地域政治が身近なものとなっていた。が、その実態はわが国の町内会と共通する面が多々見られた。特にイメルダ・マルコスによって設立された多数のバランガイ実行隊中には、貧困家庭対策を織り込んだ実行隊があった。バランガイ議会政府の治安維持機能とバランガイ裁判所(和解・調停が主)による地域内のもめ事処理には見るべき活動があったものの、多数の失業者への対策はよく為し得るものではないと思われた。なお、その活動資金は不動産税の10%が割り当てられるなど、上位行政府への予算書提出によって下付さるものであり、町内会のごとく成員の会費によって賄われるものではない。翻って、町内会の会費制はその自主性をもたらす重要な側面だと思われた。また、彼の地の地域組織として、カトリック教会を背景とする信徒

組織や、マルコス大統領が反体制化阻止の目的で設立した青年バランガイ議会（引き継がれている）は若者を居住地域に向かわせるものと見られた。わが国の町内会活動に、幼少児は別として、若者の関与が乏しいこととは異なる状況だった。

3. 地域福祉に関わる諸団体および町内会

本学大学院福祉社会システム専攻を修了して『住民主導の地域福祉運営』（筒井書房、2009）を著わした山田宣廣によって、地域福祉こそ福祉活動の最前線であり、地域福祉協議会のありように注目すべきとの見解に接し、地域福祉において町内会がどのような関わりにあるのか、次の文献を紐解いた。

時に、ある地域へ障害者関連施設等を新設しようとすると、その地の町内会から拒絶の声が上がるとの例を聞く。その一方で町内会に福祉部を設置する動きもある。では、地域福祉を論じる書物ではこれらのことをどう論じているだろうかとの初歩的疑問である。

川村匡由編著『地域福祉論』（ミネルヴァ書房、2005）は入門書の一つと伺える。その章建てを見るに、章1節3項「供給組織」があり、「行政と住民、市町村の役割、社会福祉施設、社協、民生児童委員、NPO、ボランティア活動、企業」が手短かに説明されている。そしてこれらの一部が章各節で今少し解説されている。すなわち、「市町村の地域福祉施策、社会福祉協議会の地域福祉事業・活動、住民・市民のボランティア活動（消費生活協同組合、農業協同組合、NPO）、施設の地域福祉活動、企業の知的福祉活動」である。さらに章「地域福祉活動の実際」において、社協、市民のボランティア活動、施設の地域福祉活動について詳しい説明がある。ここにはまだ“町内会”の語が登場していない。

それぞれの本文を辿ると、市町村社会福祉協議会の項で「社協の使命を果たすうえで」「地域住民から民生委員・児童委員、ボランティアおよび市民活動団体、

福祉施設や福祉サービス提供者まで、地域のあらゆる団体、組織の相互理解が必須」（128, 130頁）だと述べてあるところに町内会も含まれると解釈出来るほかには、言及されていない。

なお、農業協同組合による福祉活動への言及が参考になるが、本項では帯広市内農村部たる川西地区と大正地区の各集落町内会については手が及んでいない。それらの地区農家あるいは農業法人について、農村社会学としての別途の調査研究が不可欠だからである。

次に最近刊の入門書、柴田謙治編著『地域福祉』（ミネルヴァ書房、2009）を紐解く。本書は実質26章に及んで多くの事柄が解説されている。驚くことに、前書とは打って変わり、序章から5章にかけて町内会・自治会の語がしばしば登場する。

すなわち、序章「地域福祉とは何か」中「地域で支える福祉」の主体と方法の項において、「町内会などの地縁組織でも、自発性とボランティアによって働く場合は、（ボランティアやNPOとー引用注）同様に「地域福祉の主体」といえる」と述べている（8頁）。

そして同章末尾で「これからの地域福祉では、ノーマライゼーションという「地域で支える福祉」を築くための願いと、住民主体という「地域が支える福祉」の原則が出会い、自治型地域福祉へと発展することが重要」だと結んでいる（10頁）。

2章「住民主体の社会福祉協議会への歩み」の中で、1960年に開催された「山形会議」における、誕生まもない頃の社協の現状として「今日と違って市区町村社協には専任職員もおらず、役場で社協活動を兼務する担当職員と町内会長、民生委員に依拠していた状況」であったという（26頁）。

4章は「町内会（自治会）と民生委員・児童委員」と、章題に登場する。「地域社会での私たちの生活を支えている組織や団体、なかでも地域の住民から構成される団体には、町内会・自治会、商工会、農協、青年団、婦人会、PTA、消防団などがあります。また、趣味や楽しみを目的とするさまざまなサークル、老人クラブ、子育てグループ、ボランティア組織、NPOなど

も認められます。(中略) これらのなかで、地域社会をまとめる、諸団体を調整する役割を担っている組織が町内会・自治会」だと説明し、続けて「自治会の機能および役割」の項を設け、本稿前項で取り上げた中田実の町内会の性格5点とほぼ同様の解説がなされている(43～44頁)。

さらに「自治会の抱える課題」の項で、「任意加入であり、その加入率も低下していることから、(中略)地域の代表性を担えるのか、調整機能を有するののかという大きな課題がある」とも述べる(45頁)。その次の項では「地区社協」を市町村社協のもと、小学校区単位に設けられると説明し、それとの関係について「地区を構成する各单位自治会を支援・連携しながら、地区の福祉活動の中核を担う組織として、地区社協の今後の活躍が期待される」と結んでいる(46頁)。

柴田の論の中でもう一つ注目したいのは、5章「今日の地域福祉の対象」中「生活をはば広くとらえ、対象を限定する難しさ」の項である。筆者は文字通り“はば広く”捉えているからである。

「地域福祉の対象論では、労働や生活をはば広く認識しつつ、「前提条件」となる制度の対象については地域福祉の対象として理論化せずに、独自の対象を設定する、という考え方が重要なかもしれません」と踏み込んでいる(54～55頁)。筆者としては、法制度を背景として多額の公的資金を有する福祉部門を切り放すことは想定外であった。難病指定への取り組みなど、切り放すことは出来ないからである。

なお、本書では16章～18章にホームレス・在日外国人・社会的排除と地域福祉について言及されている。帯広市においても季節労働者問題、在日韓国朝鮮人の無年金問題、アイヌ民族差別問題があって、これらは“地域”(ほとんど居住地の範囲が想定されているようだ)福祉と言うより、帯広市としての課題となるが、筆者にはまだ手が届かない分野である。

以上、僅か二点の地域福祉関係書であつたが、本稿の主題に対して、それぞれ参考になるものであった。

4. 帯広市における関連諸団体概況

北海道帯広市は今日人口17万人弱、大規模畑作酪農地帯が広がる十勝平野の中心都市であり、わが国地方都市の例に洩れず、郊外に大型商店が展開する一方で中心商店街は衰退状況にある。また少子化と高齢化が到来している。しかし、そうした状況に対して様々な取り組みがなされてもいる。

本紀要前号の拙稿「帯広・十勝福祉社会化システムとしての各種団体」において、その具体例として次の団体を取り上げた。これらは先にa～gとして示した生き難さのいずれかの項目に位置付けられる。

- 「日本オストミー協会帯広支部」人工肛門造設者「帯広車いすの会」
- 「ボランティアの輪・アンダンテ」「ジーニャルパートナー・アンダンテ」障害者支援
- 「フリーダム十勝」障害児支援
- 「とかちシングルマザーの会」
- 「すいせい保育所」公立夜間保育所
- 「たんぼぼの会(帯広・十勝クレジット・サラ金悲劇をなくす会)」
- 「地域交流サロン」の数々
- 「新しい藤丸を創造する会」地元老舗百貨店「藤丸」支援
- 「とかちエタケカンパの会」アイヌ民族高校大学進学支援

上記中3番目の代表者は転落事故で車椅子生活となったが、「病院は病院に関した分野だけ、市町村も細かい生活面までは対応できないと感じて組織化した由」であり、このような各種団体の設立される要因を明確に物語っていると言えよう(当紀要2号84頁)。

関連する団体としてはこのほか数百に及ぶので、今少し具体例を、その名称と若干の説明を加えて列挙したい([]は事業所やその一部門を示す)。

下に記載していないが、心身障害の各当事者団体が組織されていることは言うまでもない。

「共同保育所から認可保育所を作る市民の会」: 共同

保育所の財政難が根底にある。

「十勝地区里親会」：1995年当時十勝管内の里親登録は64組あり、17家庭で24人の里子があった。

「十勝CAPそらの駅」：1978年米国で誕生した子どもの自己防衛プログラムを十勝でもと発足準備委員会を設け、2003年会員18人で設立した。

「院内学級を早期に実現させる会」：長期入院の小中学生の学習が困難で、それがあがる札幌へ移住する家庭もある現状を訴えていたが、地元紙が取り上げて急転回し、帯広厚生病院に院内学級が実現した。

「フリースペースピュア」：不登校児の親達が1993年設立した「はるにれの会」に所属していた子ども達自身が翌々年6人で立上げ、1997年には13人へ。

「十勝自閉症児親の会」：精神科を有する大江病院に通う親達が1971年結成した。その後1998年「十勝ADHD&LD懇話会」がこの分野で著名な田中康雄の下で開始され、2001年「たんぼぼ（青年期ひきこもり家族の会）」、2003年「自閉症児者生活支援研究会」が結成され、設立時約50人の会員が2007年には140人に及んだ。

「帯広市つくし会」：1948年「母子連盟」として発足、以後2度改称、さらに2000年「帯広市つくし会」と改称、その時点での会員は約180人だが、1992年の250人より減じている。一方で同年に上記「シングルマザークラブ」がより若い母親達によって誕生した。

「駆け込みシェルターとかち」：1997年設立され、月2回電話相談を受け付けている。

「帯広市女性保護の会」：1962年売春女性の自立援助をと民生委員で「帯広更生保護職親会」として発足、1997年改称したもの。

「帯広在宅介護者おんぶの会」：寝たきりの家族を抱える主婦ら7人で1993年立上げ、翌年には21人となった。月に1度集まる。

「十勝高齢者虐待を考える会」：2004年に市職員・ヘルパー・ケアマネジャーら19人が立上げ、毎月1回学習会を開いている。

「りぼん」：設立年未詳だが、性教育に取り組む管内

の助産師らが結成したもので、2007年市内中学校で妊婦とともに授業を行なった。性教育に関しては1990年

「十勝性を考える会」が産婦人科医師や保健師らによって設立され、管内の中学校へ講演を行なって来た。十勝では未婚女性の人工妊娠中絶が少ないという。

「血液センターをつくる会」：救急医療の血液を釧路の日赤に頼る現状を改善しようと、地元若手経済人が呼び掛け、資金集めにおぼけ屋敷を開催することとして大きな組織を作り、夏場実施、それで得た資金を提供して実現させた。

「小児ぜんそく友の会」以下まで、精神障害分野を別として、50団体の存在を確認した患者・家族・当事者組織の例である。このように該当者が少なくないもののほか、「北海道難病連盟十勝支部」に所属する各難病患者・家族組織が相当数含まれる。「がんばれ！みゆきさんの会」のごとく、希な悪性褐色腫瘍のため京都大学で手術を待つ女性を支援する会に68団体・企業と492個人が寄付に応じた。2006年逝去。

「あけぼの会帯広支部」：乳がん体験者の会であり、札幌支部に所属していた女性が移住して来て1991年立上げ、街頭での宣伝活動を行なっている。

「十勝健胃会」：1992年道内で2番目28人で設立した胃切除者の会であり、年4回会合し、食事療養を学んだりするほか、パークゴルフ（隣町幕別町発祥の公園ゴルフ）など。1994年医者が常駐する特別養護老人ホームを十勝に作ろうと「十勝・帯広にみんなの特老ホームをつくる呼びかけの会」を結成した。

「脳外傷友の会・コロポックル道東支部」：札幌が本部で十勝にも会員がおり、2000年帯広で会合があった後、参加者10人で準備、翌年発足、道内2番目。

「帯広地区ことばを育てる親の会・口蓋裂部会」。

「帯広市手をつなぐ育成会」：知的障害児者の親。

「点訳金曜会」：1991年市と北海道点字図書館共催の点訳講習会修了者らが結成。雑誌、新聞なども。

「Lの会(帯広・十勝のろうあ者と手話通訳者の会)」：設立年未詳だが、1990年時点の会員は100人。

「ヒューマンヴォイス十勝の会」：障害児の高等部希

望者全入を考える会。

「くるみの会」：ガイドヘルパーの会。2000年帯広身体障害者福祉協会の研修会修了者達で結成。

「帯広市福祉有償運送等運営協議会」

「帯広車椅子スポーツ協会」

「十勝ソーシャルクラブ連合会」：精神障害当事者組織であり、関連組織とともに全国大会を開催した。

「NPO法人はっとぶらっと」：精神障害者等の寄り集う店舗を市内中心部に持つ。

「十勝あすなる会」：障害者の就労支援事業企業体であって、すでに複数の店舗を開設したり、障害者の就労を積極的に受け入れている企業が加わっている。

「十勝アウトドアネットワーク・自由旅団」：身体障害者も会員、団長は全盲の人、カヌーや乗馬等の野外活動が見られる。

「帯広建築大工奉仕クラブ」：大工1級技能士合格者らが記念に1973年設立。家屋修理、刃物研ぎなど。

「大空の福祉をよくする会」：新住宅建設法に基づいて市内南郊農地に建設された大規模な大空団地であって、連合町内会が結成されている。

「地域福祉をよくする女性ボランティアの会」：1994年大空地区の女性達で発足した。研修・調査・ボランティア活動の三部構成。福祉のすき間を埋め、高齢者の要望に応える活動を目指す。

「更生保護法人十勝自営会」：明治期に設立され刑期終了者への支援組織であり、宿泊施設を持つ。

「帯広オパール職親会」：出所者等へ職を斡旋する事業所の会。

「帯広BBS会」：触法少年支援する全国組織の一端、無論その名のごとく若者達が組織している。

「過労死・労働災害をなくす十勝連絡会」

「灯油プロパン値上げ反対連絡会」

「十勝地区農協冷湿害対策本部」：農業者向け、大規模畑作地において、夏場オホーツク海高気圧の張り出しが続いて低温が続く年、雨天が続いて水捌けの良くない低地が水浸しになる年に。

「帯広商工会議所倒産防止緊急支援相談室」：地元企

業の倒産が相次いだ折、一時的に設置された。

以上、育児、高齢者介護、心身障害者福祉、精神保健、破綻生活保護、地域福祉等、社会福祉分野へ対応する各種団体が見られる一方、視野を広げたことによって取り込めるもののあることを例示出来たと言えよう。しかもこれらは帯広市に存する福祉社会化システムの一環と見做す諸団体のほんの一部に過ぎない。

一方、それではこれらによって福祉社会化システムとしては十分なのかと問えば、そうではないだろう。これまで数多くの関連団体が結成されて来たように、これからも新たなものが設立される可能性がある。ただし、生活保護受給者は数多く、その連合体が出来れば何らかの取り組みが可能となろうが、そうなる可能性は低いだろう。難病の人々や疾病回復後も何らかの手当てが必要な人達の「患者家族当事者組織」にしても、すでに数十団体が設立されているが、該当者が僅かな場合は未組織であったり、札幌の組織に加入する例がある。このことは十勝町村部に居住する難病者が帯広市のそれに加入することと同じ意味を持つ。

では、帯広市における町内会はどのような状況にあり、福祉社会化システムとの関わりはどうなっているだろうか。およそ三通りの姿があると思われる。一つはその内部に福祉部を設けたり一人暮らし高齢者への声掛け、あるいは子育て中の若い母親へ目配りする等を定常的積極的に行なっているもの、二つはそれらの幾つかは行なっているもの、三つはそうした活動をほとんど手掛けてはいないもの、である。ただし、ある時期にそうであって、役員層の高齢化、一人暮らし高齢者の増加、移住世帯の定着化、あるいは若い人々が積極的に参加するなど、町内会成員のありようは変化する可能性があり、ある町内会が固定的にいずれかのタイプだと決め付けるものではない。

5. 帯広市内町内会のありよう

地域区分と町内会数

町内会は居住に即した組織である。帯広市における居住地のありようは、一つに市内中心部の古くからの居住地であり、中心（部）商店街とその周辺に位置する一帯：◎、二つは人口増加によってそのまた周辺に展開した居住地域であり：○、三つは農村部：□とが見られる。このような布置状況は地方都市に一般的に見られるものと言えよう。もっとも、城下町の来歴のある都市に見られる武家屋敷地帯は見られない。

1982年刊『帯広市町内会のあゆみ』（帯広市町内会連絡協議会編）によれば、その記載町内会数は719であり、その後も宅地開発や後述町内会分割によって微増を続け、2007年8月現在で765となっていた。2005年国勢調査人口17万余、世帯数7万4千弱で見れば、1町内会当たり90世帯余となる。さらにその町内会加入率は年々微減して7割程度となっている由だから、この平均世帯数は60世帯余となる。帯広市内の都市部においてこのように町内会会員数が多くはないことは大きな意味を内包しており、後に述べる。

帯広市では行政上、市内の地域区分の一つとして「地区」と「住区」とを設けている。また、一部地域を除き町内会連合会が組織されている。上記の『..歩み』記載の単位町内会数等を列挙しよう。*は2000年時点で連合町内会未組織地域があることを示す。

地区名	住区	町内会	連合町内会	
東地区	3	282	3*	◎
鉄南地区	4	135	3	◎、○
西地区	6	153	6*	◎、○
川北地区	3	95	3	◎、○
西帯広地区	1	21	1	○
南地区	4	85	3	○
農村地区	2	83	2	□
計	23	719	21	

町内会結成過程

明治期以来、十勝平野の開拓とともに、開拓農家への物資と諸サービスの供給や農産物の移出を担う都市部として展開した帯広市街地には次々とそれらの仕事を担う家々が定住して来たようである。そのような状況は第二次大戦後も続いて人口増となる。

すでに町内会の結成された市街地の周辺には農地が広がっており、新規来住者達などはそうした周辺部へ住み着いて行く。現町内会はそれぞれの地域の事情の上に設立され、その来歴は一様ではないが、この周辺部の一例を見よう。

川北地区にあつて国道38号線沿い、1968年20戸で誕生した「第一報和町内会」の場合、「当時は、不便なことばかりで、街灯も有りませんし、道路も悪く、電話も今のように各戸には無く、水は手押しポンプでした。町内会の北に流れていた小川は川の淵には雑草が生い茂り、環境の悪い、不衛生な町内会でした。町内の役員も、戸数が少ないため、一人で何役も受け持ち、大変なご苦労と思いながらも、数々の事業を成し遂げることが出来た」と（同会20周年記念誌、7頁）。

また1968年設立の「川北町内会」は、その設立前の1965年2戸が入地した「当時道路」がなく、ランプ生活であり「北電と話し合い」翌年ようやく点灯したという（同会20周年誌、2頁）。

道路、電気、上下水道、バス路線新設等はその地域に居住することとなった人々にとって共通する問題であり、地域問題として行政当局等との交渉を集団化して取り組む必要があった訳である。人口急増期の東京周辺部でも似たような状況が見られた。そして、共に苦労した人々は付き合いが続くようになる。

今一つの結成契機に葬儀執行がある。西地区の「新柏林台町内会」地域に病院を建てたO氏は、「畑の真中に病院が姿を現わした。昭和40年の夏のことである」「農家が数軒」「床屋さん2軒を含め数軒が点在していた。当時まだ町内会という意識は、誰も持っていなかったのではないだろうか」。診察したことのある患者が翌々

年亡くなり、「その時初めて、ここは何処の町内だと云うことになる」「漸く、西帯広からこの辺一帯を含めて、三七町内会ということが分かり、副会長の」○ ○「さんに葬儀をお願いした」「それ以后、周りの人々の間にも急速に町内会に対する意識がもり上って来た」「何度も何度も町内の会合が持たれ」「三七町内会から分離し」てこの町内会になった（同会20周年記念誌、4頁）。その三七町内会はまた広大な農村地域だったのである。西帯広地区の「西14号団地町内会」の場合も、急死した人の葬儀を頼まれたことから「葬儀の日程から役員名簿作成まで」決め「その役員がなんと「西14号団地町内会役員」としてその後の総会に提案され、お一人の反対者もなく町内会として、正式にスタート」した（同会20周年記念誌、4頁）。

分割理由

帯広市ではあちらこちらで町内会が分割されて来た。上記一つ目は既存の農村部町内会が広大な面積であったからだった。東地区の「バラト町内会」は1951年40戸で「荊菴交親会」として結成され、1960年改称とともに一つ、その後にもう一つが分離したが、「農地の宅地化によって戸数の急増により三百六十四戸に及んだため、1980年5分割されたのだった。ただし「五町内会で、連絡調整の機関として「荊菴交親会」を設けて、会旗、大太鼓、テーブル等、旧町内会の財産を共有管理している」由である（前掲『…歩み』125頁）。大都市ならば珍しくもない数である。なぜこの位の戸数では不都合なのだろうか。

先のバラト町内会分割の理由が次のよう述べられている。「会員二百五十戸（地域居住戸数四百五十一戸）となり、一年間に十一回の葬儀、また十一日の間に三回の葬が続いたことなどがあり、大町内会否定論が高まった」という（前掲『…歩み』115頁）。当地では葬儀委員長を町内会長が勤める慣習が見られる。

なお、町内会福祉部、町内会婦人部、町内会連合会等については紙幅が尽きたので割愛する。

6. 福祉社会化システムとしての町内会考

先に、福祉社会化システムの観点から見た場合、帯広市における町内会のありようはおよそ三通りあるのではないかと述べた。

“町内会”と聞けばおよそその見当が付くだろう。しかし、その内実は様々である。かつて東京都台東区における数十の町内会調査を行なったところ、下町故の姿を想像していたものの、中には会長を選挙によって選ぶ所さえあった。本稿では町内会に対する当該住民による苦情については取り上げなかったが、新聞投書欄等にそうしたものが登場する。会長等役員層による運営の仕方に対する苦情が目立つ。一方で、その運営によって生き活きとした状況が伝えられもする。

比喩的に申せば、町内会は人の顔に似て、遠目に見れば、人であること、性別、およその年代が分かるが、真近に見ればどのような人物なのかを類推出来るごとく、町内会もそれに近付けば、あれこれ違いのあることを知るに至る。すなわち、町内会一般として論じるには限界がある。また、会員が世帯であることは、世帯員（家族員）の誰かが町内会活動に関与していても、他の家族員は無関心でいられるということである。町内会が世帯連合である点は、PTA等のほかは、他の各種団体にほとんど見られない特異な性質である。

まことに、活動目的がその名称からおおむね類推出来る多くの各種団体に比べて、“町内”の会では、もしその実態を知らぬ者にとって、一体何を目標しているのか、見当が付かなくて当然である。

これらの点を踏まえて締め括ろう。一つは、町内会は福祉社会化システムの一環を担う可能性はあること。町内会に福祉部を設置するなど、すでにそうした活動に取り組んでいる例がある。しかし、分譲マンション単位の若い町内会などでは、管理組合こそ重要であっても、周辺地域にまで関わる必要は乏しい。とはいえ、やがて子ども達の問題、高齢化等によって外部との関わりを必要とする時が訪れよう。

二つは、町内会はその立地する居住地およびその周

辺地域の状況については日頃から目が通っている点で、福祉社会化システムの一環として活動するに当たって、力量を蓄えている点である。

三つは、町内会は多様な活動・機能を担い得ることから、他の各種団体なり事業所なりとの関わりを持ち易い点である。柔軟性が高いと見做すことが出来る。ただし、会員一般や役員はそこで家族ともども日々の生活を営んでいるのであって就学、就労等に多忙な場合があり、そこに居住するということだけで福祉分野への活動を期待することは出来ない。また、その活動の範囲が当の町内会の区域を離れることも期待し難い。

四つは、したがって、町内会は福祉社会化システムとして活動し得るとともに、それとは無縁な場合もあるという点である。一般論による理解を前提としては不適応となる可能性があり、個別性を十分に弁える必要があるということになる。

なお、当地では地元紙十勝毎日新聞とブロック紙北海道新聞、いくつかのタウン誌・ミニコミ紙によって地域情報が豊かに飛び交っていることを付記したい。

先に25頁から27頁まで、市内に存する各種団体例を取り上げたが、これらはいずれも地元紙の記事から知り得たものである。こうした団体の活動が詳細に報じられ、大半の世帯が購読していることは（それらに関する記事が読まれているかどうかは不明ながら）、広範に理解が得られている可能性があることと、新たな団体の設立を促す可能性があるのではないかと想定されるのである。

おわりに

筆者にとって勤務最終年度となった本年度はまた本学部開設50周年に当たる。その間30余年も身を置かせてもらった者として、また当研究センターの一員として、社会福祉分野には素人同然ではありながら、1996年度に開設された夜間大学院福祉社会システム専攻の一端を担うこととで医療・保健・福祉に関する耳学問を積ませてもらった。前述の通り、町内会研究はわが国都市社会学界では数多くの研究が蓄積されている。筆者もその一員と自負し、フィリピンの町内会類似最末端地方議会政府たるバランガイの調査研究を手掛けた時期があった。ほぼ同時期に北海道帯広市の社会構造と社会変動に関する調査研究を重ねて来た。そのまとめとして『帯広モノグラフ－地方都市の社会構造と社会変動』を執筆中である。当市に存することを確認出来た各種団体の大半、約4千団の一覧表を作成し記載している。直接的に福祉社会化システムと見做すものは数百に及ぶ。そして、それら以外の様々な各種団体の中には、時にその活動の一端として、たとえば社会福祉協議会へ寄付を行なったり、高齢者施設に赴いたり等、福祉的分野へ関わりを持つ例が見られるのである。そうした各種団体の活動分野別一覧表の大分類は8つとしたが、これらいずれの分野においても福祉分野と大なり小なり関わりを持つものがあり、さらに福祉社会化システムとしての役割を果たしているものが相当数見られるのである。このように、地域社会の全体像の中で捉えるという試みは多少は意味を持つのではないだろうか。

当研究センターに属することとなって“福祉社会化システム”なる語を造り、なんとか他のメンバー達との接点を得ようと試みた。この造語に対する反応はまだ見受けないが、地域社会のありようへにじり寄りとし、その社会変動変化に関わる着眼点の一つとしたのでもあり、この語を捨て難い思いでいる。